

広島県告示第九百七十三号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項の規定によつて、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所において、平成二十三年十月三十一日までの間、縦覧に供する。

平成二十三年十月十七日

広島県知事 湯崎英彦

一 道路の種類
県道
二 路線名
尾道新市線
三 道路の区域

		区間	
新	旧	の新別旧	
二五・七〇	二五・五〇	敷地の幅員 (メートル)	福山市芦田町大字下有地五九六番五地先から
一七八・三〇	一七八・三〇	延長 (メートル)	福山市芦田町大字下有地五一六番六地先まで
拡幅		備考	